

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第78条の10
基準規定	介護保険法第78条の10 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法第78条の10 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の18第3項
基準規定	介護保険法第115条の18第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法第115条の18第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の19
基準規定	介護保険法第115条の19 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法 第115条の19 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第57条
基準規定	社会福祉法第57条
処分基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知） ・社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第4号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人に対する解散命令
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第56条第8項
基準規定	社会福祉法第56条第8項
処分基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知） ・社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第4号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人に対する業務停止命令
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第56条第7項
基準規定	社会福祉法第56条第7項
処分基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知） ・社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第4号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	社会福祉法人に対する改善措置命令
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第56条第6項
基準規定	社会福祉法第56条第4項、第6項
処分基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知） ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知） ・社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第4号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定介護予防支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の29
基準規定	介護保険法第115条の29 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法 第115条の29 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定介護予防支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の28第3項
基準規定	介護保険法第115条の28第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法第115条の28第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第78条の9第3項
基準規定	介護保険法第78条の9第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法第78条の9第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第83条の2第3項
基準規定	介護保険法第83条の2第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法第83条の2第3項 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第84条
基準規定	介護保険法第84条 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条
処分基準	介護保険法 第84条 周南市介護保険サービス事業者等監査要綱第5条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	第一号事業を行う指定事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の45の8第3項
基準規定	介護保険法第115条の45の8第3項 周南市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱第7条
処分基準	介護保険法第115条の45の8第3項 周南市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	第一号事業を行う指定事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の45の9
基準規定	介護保険法第115条の45の9 周南市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱第7条
処分基準	介護保険法第115条の45の9 周南市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る措置命令
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第115条の34第3項
基準規定	介護保険法第115条の34第3項 介護保険法施行規則第140条の39
処分基準	介護保険法第115条の34第3項 介護保険法施行規則第140条の39
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定特定相談支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の35第3項
基準規定	児童福祉法第24条の35第3項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条
処分基準	児童福祉法第24条の35第3項 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	指導監査課
処分の 名称	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の36
基準規定	児童福祉法第24条の36 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条
処分基準	児童福祉法第24条の36 周南市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱第7条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	